

地公退ニイス

No. 148
2020. 12. 11
定価一部20円
(会員の購読料は
会費の中に含む)

発行所

東京都千代田区六番町一 自治労会館2F
地方公務員退職者協議会

03-3262-5546

二〇二〇年度地公退統一要求の提出と協議

(概要記録) 二〇二〇年一〇月十七日

△地公退▽

会長・足立則安 副会長・竹田邦明 副会長・塩田忠
事務局長・川端邦彦 事務局次長・渋谷憲二

△立ち合い▽

参議院議員・江崎孝・岸まきこ 江崎議員政策秘書・鳥越保浩

△総務省▽

自治行政局・公務員部長・山越伸子
自治行政局・福利課長・野村謙一郎
自治財政局・調整課理事官・橋本直明

△江崎議員

例年のように地公退が要求を提出する。真摯な対応を願いたい。

△足立会長

コロナ禍などで多忙な中この機会を作ってもらったことに感謝する。また、同席願った両議員に感謝する。

第二〇一国会で年金関連法改正が行われた。可決された被用者保険適用拡大・受給開始年齢選択幅の拡大は私たちの求める方向と一致しており、与野党共同提出の修正案と付帯決議が全会派一致となるなど、合意に基づいて決着したことはよかった。しかし、私たちが求めてきた基礎年金の納付上限引き上げが見送られたこと、短時間勤務者への社会保険適用拡大が企業規模五〇人超に限定されたことは残念、今後の改善の取り組みを期待する。

地域包括ケアネットワークは、高齢人口増によりいよいよ急坂にさしかかる。運営・サービスは厚労省が中心であろうが、基盤整備の財政措置は総務省の役割が大きい。自治体の期待も大きいので特段の努力を要請する。



本日提起した項目のいくつかは総務省の直接の所管事項ではないことは承知しているが、各自治体はその事業推進に当たっており、総務省の助言を期待する面もあると思われる。地公退の主張を受け止めて、対処に活かしてほしい。

△公務員部長

年金は全体の中で対処する課題で共済だけでは改革できない。地域包括ケアは主に厚生労働省が所管するが、地方団体の取り組みが重要だ。良く事情を聴きながら進めたい。そうした中ではあるが、総務省としての考え方を担当から説明する。

△地公退要求のうち何点か補足説明

△要求二、年金制度―(一)制度改革▽

事実を反して不安をあおる言説や(国民年金未納が年金を破壊させる)、実現可能性の無い構想(基礎年金の税方式化やベーシックインカム)などが横行してきた。年金を生活の支柱としている高齢者にとっては、謬論・暴論は迷惑。年金制度は長い経過と多くの関係者がいる制度であることを認識して、事実に基づき丁寧な合意形成によって制度の安定的維持改善を図るべき。

△要求二、年金制度―(三)マクロ経済スライド▽

退職した高齢者としては、当然私の年金が大切だが、同時に私たちの年金として孫・ひ孫たちにも貧困に陥らずに済む年金制度を残してやりたいと思う。マクロ経済スライド見直しについては第二〇一国会には法案が出なかったが、いざれ組上に乗るだろう。地公退の要求はかつて名目下限堅持だったが、数年前に今の表現に変更した。もとより年金額低下は望まないが、要求(二)に記載した課題について政府・事業者・国民が誠実に力を尽くして、なお実らない時に協議が求められれば席に着く構えでいる。

△要求二、年金制度―(四)基礎年金納付期間▽

基礎年金給付算定時の納付上限を引き上げて、基礎年金額の改善につながる課題は財政検証でも審議会年金部会でも有効性が明瞭に示されている。安定財源の見通しがなく法案化に至らなかったと聞くが、速やかに実現すべく努力してほしい。

△要求二、年金制度―(五)積立金運用▽

積立金運用について地公退が先駆的に取り組んだことに敬意を表す。温暖化と異常気象を考えれば今後一層のESG投資を推進してほしい。

△要求二、年金制度―(六)追加費用▽

沖縄返還まで当事者が受けた不当な取り扱いを忘れるわけにはいかない。その結果として生じている追加費用問題について、言葉の意味も、法令の到達点も承知したうえで、重ねて何らかの配慮を主張する。

△要求四、地域包括ケアネットワーク▽

自治尊重の原則に立てば、福祉施策に多様性が生じるのは当然だが、小規模多機能などのように市民の生活を豊かにする可能性を持つ基盤は、財政措置と報酬で整備誘導・維持することが切実に望まれる。

自治拡大の視点からかつて我々も福祉施策補助金の一般財源化に賛成したが、施策によっては自治体判断の名分の下、市民が求める支援が生活に届かない例も生じていると聞く。自治とミニマム保障の折り合いを考慮して対応してほしい。

要求と回答

* 具体的事項は福利課長および、財政局調整課理事官から回答。囲みの中が回答、総務省が所管外と主張する課題については無回答。

記

一、憲法第二五条の生存権理念を基礎に社会保障諸制度及び地域福祉施策を確立すること。

二、年金について

(一) 年金制度の検討に当たっては、多くの加入者を持つ超長期の制度であることに留意すること。その改善・改革は実証に基づき緻密な設計と丁寧な合意形成によること。また、被保険者・年金受給者の意見反映を保障すること。

(回答)

平成二四年に成立した被用者年金一元化法等により、平成二七年一〇月から共済年金は厚生年金に統合されましたが、その際には、関係者の御意見等も踏まえ、公的年金としての職域部分の廃止と同時に公務の特殊性にも配慮した

公務員制度の一環として、「年金払い退職給付」が創設されております。
今後も、引き続き関係者の御意見等も十分伺いつつ、対応してまいりたいと考えています。

(二) 年金制度と財政を安定させるため、雇用の安定・質の向上、賃金改善、次世代育成支援充実を図ること。

(三) マクロ経済スライド制度による年金額調整の在り方について、現受給者の年金を守るとともに将来の年金受給世代が貧困に陥らない年金水準を確保できることを重視して、現受給者をはじめ関係者と誠実に協議すること。

(四) 公務員定年延長を視野に、基礎年金給付算定時の納付上限(四八〇ヶ月)を延長し、延長した月数に合わせて基礎年金を増額すること。当面少なくとも六五歳までの厚生年金加入期間全部を対象とすること。

(回答)(二)～(四)

年金制度全体に係る事項ですので、総務省だけではお答えすることはできませんが、年金制度については、年金生活者のみならず、現役世代の理解を十分に得る必要があると考えられることから、制度改革を行うに当たっては、社会保障審議会年金部会等での十分な議論が必要と考えています。

なお、雇用の安定・質の向上、賃金改善について、地方公務員の臨時・非常勤職員においては、平成二九年の通常国会で成立した「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律」に基づき、適正な任用を確保するため、令和二年四月から会計年度任用職員制度が導入されております。

総務省としては、今後も引き続き、社会保障審議会年金部会等における検討の状況について、十分注視してまいりたいと考えています。

(五) 地方公務員共済長期積立金を「官製相場作り」に用いないこと、運用収益目標を達成するために適正に運用すること。

株式運用投資では国連が提唱する「責任投資原則(PRI)」の趣旨に沿った運用を拡充すること。

(回答)

積立金の運用については、必要となる積立金の実質的な運用利回りを最低限のリスクで確保することを目的として、市場の価格形成や民間の投資行動等を歪めないよう配慮しつつ、積立金基本指針並びに地方公務員共済組合連合会が策定した管理運用の方針及び各地方公務員共済組合が策定した基本方針に基づき適正に行われるものと考えております。

また、国連の責任投資原則(PRI)の趣旨を踏まえた投資手法である社会的責任投資(SRI)や環境・社会・ガバナンスに着目した投資(ESG)については、公的年金として社会的貢献に配慮した対応も必要であるとして、令和元年度末時点で、地方公務員共済組合全体では一九八六億円をESGFアワードに投資しております(地方公務員共済組合連合会…一三三億円、全国市町村職員共済組合連合会…一三億円、公立学校共済組合…四五六億円、警察共済組合…一〇四億円)。

政府としても、積立金基本指針を改正し、ESG投資の検討対象を株式から積立金全体に拡大したところであり、地方公務員共済組合全体としては、今後、既に実施している組合の運用実績等も踏まえ、社会的責任投資等の実施に向けた検討がさらに進むものと考えております。

(六) 被用者年金一元化に伴う追加費用削減について、沖縄の共

済年金受給者は政令によりそれ以外の地域より追加費用期間が長く削減幅が大きい。沖縄の実情に即して照らして何らかの是正策をとること。

(回答)

追加費用の削減は、共済年金受給者間で給付と負担のバランスの公平性を高めるとい趣旨で、公務員等の恩給期間には本人負担が少なかったことに着目し、恩給期間分の給付について、負担に見合った給付水準とするように減額するものです。

ご指摘の追加費用期間の違いについては、沖縄以外の組合員に対する地共済法の適用が昭和三七年一月であり、それ以前の恩給期間が対象となっていることに対し、沖縄の組合員については、昭和四一年七月から沖縄の共済法による共済制度が適用され、同月前の恩給期間が対象となっていることから生じているものであり、いずれも共済年金の適用前の恩給期間を追加費用期間とする考え方に違いはありません。

なお、追加費用の削減に当たっては、①減額率の上限は恩給期間も含めた共済年金全体の一〇%とする、②二三〇万円/年以下の給付(恩給期間も含めた共済年金全体)は減額しない、という措置を講じ、受給者の生活の安定にも配慮しているところです。

民間被用者、公務員を通じた公平性を確保することにより、制度の安定化と公平化を図り、若い世代を含め、すべての世代の安心を確保するため、ご理解をお願いしたいと考えています。

三. 高齢者医療制度見直しについて

高齢者医療制度における患者の二割負担新設に当たっては、適切な所得基準とし、実質的に二割負担が基準化されることのないよう関係省庁と調整すること。

四. 地域包括ケアネットワーク基盤整備について

街づくりと一体で、入院・通院、入所・通所、訪問の最適形態により、利用者本位の診療・看護・リハビリテーション・介護のサービスを提供する地域包括ケアネットワークを実現すること。

その基盤となる特別養護老人ホーム、認知症高齢者施策、高齢者住宅、小規模多機能型居宅介護施設などについて、今後の需要増に対応する計画的整備のため、適切な財政措置を講ずること。

(回答)

地域包括ケアシステム(ネットワーク)については、その推進に当たり、市町村が地域の実情に応じ、多様な主体を活用することにより、効果的かつ効率的にサービスを提供できるよう、担い手確保を含め適切な支援を行われたい旨、地方の声も踏まえ、総務省から厚生労働省に対し、要請しているところです。

また、介護基盤の整備については、地方債等による地方財政措置に加え、平成二七年度から地域医療介護総合確保基金による財政支援が行われております。

総務省としては、厚生労働省に対し、基金について所要の国費の確保を要請するとともに、基金財源に係る地方負担についても、適切に地方財政措置を講じることとしており、今後とも介護基盤の計画的な整備が推進されるよう適切に対応してまいります。

五. 生活保護・生活困窮者自立について

生活保護基準を切り下げて受給者の権利を抑制することは、市民生活・地方自治体の諸施策に大きな悪影響を及ぼす。関係省庁と調整して速やかに復元すること。生活困窮者自立支援法について、当事者の権利保障のため地方自治体と協力して、確実な事業実施を図ること。

六・社会保障・税番号について

- (一) 住民基本台帳番号を母体とする「社会保障・税番号」については、厳格な個人情報保護のもと、市民合意が得られた範囲での利用とすること、番号を悪用した個人情報への侵入・改竄・なりすまし犯罪を防止するために万全を期すること。戸籍事務に結び付けないこと。

- (二) 「社会保障・税番号」は、社会保障の負担と給付に関する「社会保障の個人会計」とは将来にわたって完全に遮断すること。

七・原子力発電の見直しについて

地方自治体と協力して原子力発電所の安全性を徹底的に検証・点検して情報公開すること。原子力発電に依存しない社会をめざし、新たな原子力発電所は建設しないこと。休止した炉は原則的に再稼働せず、計画的に廃炉とすること。

八・カジノ賭博合法化法の廃止について

賭博を公認・推進することを内容とする「特定複合観光施設区域の整備に関する法律」および「特定観光施設区域整備法」は賭博による市民生活の破壊、反社会的勢力による施設内外の支配をもたらすので、地方自治体に対して慎重な対応を助言すること。

以上

二〇二〇年・社会保障の動向 備忘

安倍政権は、役割が重複するものを含め多くの「委員会」を乱立させ、選挙対策の「やってくる感」演出に用いてきた。また、コロナ禍対策にみられたアベノマスクや唐突な登校自粛要請など、場当たり・思い付き施策で社会を混乱させた。後継の菅氏は安倍氏を継承するとしているが、流石に一部の官邸人事では微修正を図っているように見える。

しかしこれら表面の惨状とは別に、底流では市民を管理しぬく国権主義と社会保障否定の政府を目指す系統的な動向がある。学術会議任命拒否は戦前の公安特高警察復活に向けた思想統制と同根で、決して看過できない。

社会保障については、上記の「国権主義と奇妙に結び付いた新自由主義者の社会保障否定」の力と、「暮らして経済を支える再分配社会のために財源確保・市民の合意形成に努力する」力との間で、生活・研究・行政・事業・政治それぞれの場で闘いが続けられている。

二〇二〇年度補正予算

二〇年度は始まったばかりの四月にコロナ禍対策を口実に第一次補正予算、これに続き六月に五七・六兆円の第二次補正予算が決定された。この補正には一〇兆円もの予備費が計上されており、うち五兆円は使途さえ示されていない。この後第三次「補正」予算が検討されると言われ、「当初」予算やプライマリーバランスはほとんど意味を失いつつある。

支出についても「国民一人当たり一律一〇万円の特別定額給付金一二兆円」は必要とする者に対する効果的給付とは言えないバラまきであったし、「事業継続のための持続化給付金二兆三〇〇億円」は、その支給事務を入札無しで受託した団体が経産省・中小企業庁外郭の幽霊組織で、実質は自民党の選挙対策に貢献してきた電通と竹中会長のパソナだったという腐敗ぶりであった。

それら補正の原資は日銀が購入した国債代金で、過去の購入分と合わせて今や日銀が最大の国債保有者になっている。安倍任命の黒田日銀総裁は中央銀行が政府負債を肩代わりする禁じ手に事実上踏み込んでおり、信用崩壊による大混乱が現実性を帯びてきた。

コロナ禍から国民生活を守る緊急施策とそのための臨時的支出は不可欠である。であればこそ、国債に際限なく依存するのではなく東日本震災対策の時から続けている所得税・住民税・法人税（途中で放棄）による償還計画の経験を教訓にして、歳入計画と整合する歳出予算を作ることが求められている。

二〇二一年度予算編成

政府はコロナ禍を理由に各省庁の二一年度予算概算要求時期を例

地公退

年金制度について、高校教育で生徒に正しく制度を理解してもらう必要があるがそのためには教師自身が正確な制度理解・情報を早く持つ必要がある。しかし必ずしも十分でない場合がある、関係者が協力して情報共有を。

総務省

対応するそれぞれの共済組合が努力すべき、教育職場については公立学校共済と協力して分かりやすく伝えるよう努力したい。

岸議員

若い人の将来不安を解消すること、年金について現受給者と将来世代の協力、会計年度職員の権利と処遇が守られることなどが必要だ。

また、コロナ禍の下で困難を迎える地方財政への対策が必要だ。

総務省

コロナ禍による税収減があり、惨状を呈するのではないかと危惧している。二一年度予算・地財計画にどう反映するか緊張している。二一～二二年度の乗り切り方には工夫が必要だ。地方公共団体への信頼は損なわれないと思う。

(文責：地公退)

年の八月末から一ヶ月ずらして九月三〇日とし、全体で二〇年度当初の一〇三兆円をめどにした要求を求め、具体的予算規模と内容は予算編成時に固めるとした。

厚労省は九月三〇日に一般会計三二兆九八九五億円(二〇年度当初予算とほぼ同額)の要求を提出し、これとは別にコロナ対策に要する予算は金額を入れない「事項要求」として提出された。

社会保障等に関係する各委員会の動向

- (一) 経済財政諮問会議 議長：安倍↓菅

* 一八年六月一五日骨太方針二〇一八決定へ一九～二一の三カ年度を統制、中間年には方針と工程表をローリングV

* 一九年二月一九日工程表二〇一九決定

* 二〇年七月一七日「経済財政運営と改革の基本方針二〇二〇」閣議決定

基本的に「工程表二〇一九の宿題全部を引きつぐ」と宣言。新たな要素として「コロナに絡めた新たな日常」、「団塊世代が後期高齢者入りする二〇二二年までに整備する医療・介護のデータ活用、システムのデジタル・オンライン化」「医療提供体制整備」などを記述。

* 二〇年一〇月六日＝菅発言「今後もこの諮問会議が司令塔」「工程表は年末までに」

* 二〇年一二月九日＝「グリーン成長に向けた投資・イノベーション」について環境・経産両大臣が出席して討議

* 附属委員会である「選択する未来二・〇(座長・翁 百合)」七月一日中間報告

- (二) 全世代型社会保障検討会議 議長：安倍↓菅

* 一九年一二月一九日中間報告

- (三) 財政制度等審議会・財政制度分科会 会長：榊原定征

* 例年、翌年度予算に向けた概算要求に先立って六月に「建議」が行われてきたが、二〇年についてはコロナ禍のため七月二日に審議会会長談話のみを出した。

* 新年度予算編成中の一二月二五日、二一年度予算編成に関する建議を出した。社会保障の給付抑制と負担増に関しては、これまで「建議や工程表が取り上げた事項全ての実施を求め、他の会議や審議会に比して最も広範囲かつ厳しい提起をしている。

- (四) 未来投資会議 議長：安倍(竹中平蔵も一員)

菅就任後の一〇月一六日閣議で国民経済再生本部を廃止し、

その下にあった**未来投資会議も廃止**。

同日の閣議で「経済財政一体改革推進委員会」を設け、その下に**未来投資会議**に代わる「**成長戦略会議**」を設置（議長は加藤官房長官）。年末に中間とりまとめ、二二年六月に成長戦略を求める予定（竹中平蔵は残留）

(五) **デジタルガバメント閣僚会議** 議長…加藤官房長官…略

(六) **規制改革推進会議** 議長…大田弘子…略

(七) **税制調査会**

① 税制検討の場…民主党政権時には、納税者憲章策定の努力と共に、政府税調が公開の議論で制度・具体的税制改定を協議するという仕組みが試みられたが、成熟・定着しないまま政権交代により潰えた。

安倍復活政権では、民主党政権成立前の「公的な政府税制調査会が主として制度的課題を検討し、私的な与党税制調査会が翌年の具体的税制改定を議論する」慣行が回復したと言われる。官邸と、金か票をもって陳情する者と与党の密室協議で具体的税制が決められている。

② 政府税制調査会 会長…中里東大名誉教授・連合神津会長が特別委員として参画

一月の諮問後、八月から十一月にかけて四回開催。ア.納税環境整備、イ.資産移転時期選択に中立な税制、ウ.老後に係る税制あり方、エ.経済デジタル化に伴う国際課税等を審議。

③ 与党税制調査会 会長…甘利 透明度が低く、党公表事項しか把握できない。報道では税制改正大綱の「二月一日決定を目指して、コロナ禍打撃に対応する固定資産税・企業減税・住宅ローン減税、教育資金贈与特例延長、エコカー減税延長など、首相指示によるデジタル化・グリーン社会化に対応する税制を検討しているとされる。

社会保障・課題と主張

△**年金保険**▽

年金については二〇一九年財政検証とそれに基づく制度見直しにより、第二〇一国会で「短時間労働者の社会保険加入拡大」、「高齢期の就労と年金受給の在り方」が前進した。しかし前者に関しては経営者団体の抵抗により対象企業規模要件が撤廃に至らず後者に関しては「在職老齢年金制度見直し」と「受給開始年齢選択の拡大」は実現したが、「基礎年金被保険者期間延長」は財務省の抵抗により実現に至らなかった。これらは立ち止まることなく安定財源確保と一体で速やかに実現しなければならぬ。

「マクロ経済スライドの在り方」については、今次改定に含まれず将来課題とされた。

これからこれら残る課題を解決する要求運動を再開する時になる。

△**医療保険**▽

動向

年金・介護が一区切りついた今、二一年に向けては医療保険制度が焦点となる。経済財政諮問会議・全世代型社会保障検討会議・未来投資会議・財政審等は、①後期高齢者医療の自己負担について一定以上所得のある者に新たに二割負担を導入、②紹介状無しで大病院受診時の定額負担を四〇〇床以上から二〇〇床以上に拡大、③負担への金融資産保有状況の反映、④薬剤自己負担引き上げ、⑤「現役並み所得」判断基準見直の見直し、⑥傷病手当金見直し、⑦任意継続被保険者制度の見直し等を提起してきた。

これらについては「二〇年夏に最終報告、二〇年秋の臨時国会に関係議案提出」とするスケジュールを示していたが、コロナ禍による作業の遅れから「二〇年末最終報告、二二年国会に議案提出」に繰り下げられた。

社保審医療保険部会はこれらについて実務に近い立場で意見をまとめようとしている。一二月末段階では①は二割負担をする所得階層区分について五案を示して今後判断、②は「現在選定療養の対象となっている二〇〇床以上の病院を徴収義務対象に加える」方向、③は骨太工程表や財政審が執拗に主張しているが、資産掌握の条件が整っておらず時期尚早、④は市販品類似品の保険

給付を見直す方向をうかがわせる、⑤⑥は不明、⑦は「保険料算定基礎を健保組合の裁量拡大、被保険者期間を一年に短縮するのではなく任意脱退可に変更などの方向を示している。

私たちの立場・主張

① 経営者団体は、後期高齢者医療制度支援金のため増加する医療保険料負担を嫌い患者自己負担割合を基準一割から基準二割に引き上げることが激しく主張している。七五歳以上では若い人の約四倍医療費がかかる。現役並み所得のあるものを除く全ての被保険者の負担を基準二割に引き上げれば多くの患者の受診・受療断念に直結する。本来、社会保障における応能負担は税・保険料等、財源調達面に限るもので、生活リスクに直面して給付を受ける段階で自己負担率に差をつけることは理念にそぐわない。しかし現在三割負担が存在し、連合も健保連と共に年齢ではなく能力に応じた負担を主張している現状を考えると、窓口負担ゼロの主張は難しい。

基準一割堅持・一定以上所得のある高齢者の二割負担新設を歯止めとして運動する。

② 紹介状無しの大病院受診時の定額負担増については、大病院が診療所機能を持つ地域事情などには配慮しながら、全体としては「緩やかなゲートウェイ機能」を持つかかりつけ医の普及整備の方向をめざす。

(③)⑦、医療提供体制・診療報酬は略)

△**介護保険**▽

動向

介護保険制度は制度発足時に比べて利用人員と給付費は飛躍的に増加している。これに対する危機意識から、中軽度者に対する保険給付削減攻撃のほか、自己負担割合の基準一割から基準二割への引き上げなど多くの介護費圧縮メニューが提起されてきた。結果的に一九年末にまとめられた改革は「補足給付の見直し」と「高額介護サービス費の見直し」の二件で、危惧した大幅改定は見送られた(財政審一月建議は到達点に強い不満を表明)。社保審介護保険部会は第八期事業計画に向けた指針等の審議のみ。一方二一年に介護報酬改定を控えて「介護保険給付費分科会」は活発な審議が続いている。

※ 二一年から二三年に係る第八期介護保険事業(支援)計画作りの作業が各自治体で進行して実務的にはほぼ大勢が固まりつつある。

私たちの立場・主張

① 介護は医療に比べて利用期間が長期にわたる。高額所得者はともかく全ての利用者の自己負担割合基準引き上げは利用断念に直結するため撤回を求める。

他方、現行の枠組みの中での保険料負担には限界があり、近い将来負担と給付の見直しが再度検討対象になると思われる。

若者を含めた労働者が被保険者になることを通じて各年齢時における負担を平準化している年金と同様に介護についても、連合・退連が要求し続けている「医療保険加入者全員を介護保険の被保険者にする」**普遍化要求**」を実現して各年齢時における負担を平準化する要求に注力する。

② 介護報酬については小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護をはじめ地域包括ケアネットワークの要になる施策の報酬引き上げ、**介護等職員の処遇改善**要求に注力する。

税制・課題と主張

二一年度税制改正にむけた検討課題の一つとされている「老後に係る税制あり方」については、二〇一八年与党税調が個人所得税改正の検討項目として「抛却・運用・給付の各段階での課税、給与・退職一時金・年金給付の税負担バランスを検討する」として以降、毎年政府税調・与党税調で取り上げられてきた。言葉は飾られているが、経済低迷の下で所得が減少する現役労働者に比して、相対的により大きい貯蓄・投資資産を持つ高齢層に、公的年金控除の見直しをはじめ税負担増を求めようとするもの。

この件を論ずる場合は、一貫性を欠く過去の対処を反省し、当事者が納得できる体系性・一貫性を持った提起を求める。